

移転先21	健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49項, 主務省令第40条第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10号
②移転先における用途	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導,新生児の訪問指導,健康診査,妊娠の届出,母子健康手帳の交付,妊産婦の訪問指導,低体重児の届出,未熟児の訪問指導,養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって,以下の主務省令で定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2 母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 3 母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 6 母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 7 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8 母子保健法第19条第1項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9 母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10 母子保健法第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先22	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の50項, 主務省令第41条
②移転先における用途	<p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって, 以下の主務省令で定めたもの</p> <p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)第3条第1項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p>
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先23	こども支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56項, 主務省令第44条第1, 2, 3, 4, 5, 6号
②移転先における用途	<p>児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって、以下の主務省令で定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理, その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理, その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理, その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 4 児童手当法第26条(同条第2項を除き, 同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務 6 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給資格者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先24	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59項, 主務省令第46条第1, 2, 3, 4, 5, 6号
②移転先における用途	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって、以下の主務省令で定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請, 届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理, その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 2 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証, 被保険者資格証明書, 特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) 3 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 4 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 5 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 6 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者, その配偶者, 扶養義務者
⑥移転方法	<p>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先25	社会福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63項, 主務省令第48条第1, 2, 3, 4, 5, 6号
②移転先における用途	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって、以下の主務省令で定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは同法第15条第1項の配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。次号において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(同法第15条第3項及び平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先26	高齢者支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項, 主務省令第50条第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号
②移転先における用途	<p>介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって、以下の主務省令で定めたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者に係る届出の受理, その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3 介護保険法第18条第1号の介護給付, 同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 4 介護保険法第27条第1項の要介護認定, 同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 介護保険法第32条第1項の要支援認定, 同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理, その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先27	健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76項, 主務省令第54条
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	健康増進事業対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先28	農業委員会事務局
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の77項, 主務省令第55条第1, 2, 3, 4, 5, 6号
②移転先における用途	<p>1 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第11条の被保険者の資格の取得の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法による保険料の額の特例に係る申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>3 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>4 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p> <p>5 農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法(次号において「平成13年改正前農業者年金基金法等」という。)による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>6 平成13年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務</p>
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人未満]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金資格者
⑥移転方法	<p>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先29	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の83項, 主務省令第59条第1, 2, 3, 4号
②移転先における用途	<p>1 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)第6条第1項若しくは第2項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>2 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による受給資格者証に関する事務</p> <p>3 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第8条第1項の特別障害給付金の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>4 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第27条第1項若しくは第2項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p>[1万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先32	保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の95項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金生活支援給付金対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	
—	